

第7日（平成18年6月16日 14時43分開議）

●一般質問（答弁）

斉藤守議員（下水道部長・総務部長・市民生活部長、下水道部長・市民生活部長）

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 船橋市では、河川の増水による家屋の浸水や道路冠水の防止、また、地下水の涵養、植物の育成、地盤沈下の防止、土壌の酸欠や地中温度上昇防止等に役立つということで、市民が家屋を新築・増築するときに雨水浸透ますを設置するようにお願いしています。

そして、設置工事をした場合には、工事後に本人から申請があれば補助金を出しますよということで、できるだけ多く浸透ますを使ってくれるように誘導しております。地球環境、地域の環境を考える上では大変よいことであると思うわけです。

そこで、どのくらいの数の補助金申請が上がっているのかお聞きしたところ、平成14年が87件、15年が71件、16年が31件、17年が25件ということでした。船橋市内でどのくらい新築工事が行われているのかは調べてありません。年々利用数が落ちているというわけですが、この辺の理由は何だとお考えでしょうか。

また、補助金がます1つにつき3,000円となっているわけですが、この金額で浸透ますの設置を政策的に誘導することになっているとお考えでしょうか。

また、市民の方から「新築・増築については補助するということだけでも、ますだけの改修には補助の対象になっていないと聞いているが、それでよいのか」という質問も来ておりますので、あわせてお聞かせください。

また、市では平成21年を目標に下水道普及率70%を達成しようとしておられます。この場合、毎年どのくらいの数の浄化槽が不要になるのでしょうか。不要になった浄化槽は、空にして土を入れて、そのまま埋め込んでしまったり、あるいは、掘り出してごみにしているようですが、この不要になった浄化槽を雨水の貯留槽にして庭の水まきに使ったり、あるいは、雨水浸透ますとして使えないものなのでしょうか。

そして、その政策誘導のために補助金をつけていくことについては考えておられないでしょうか、お考えをお聞かせください。

次に、市の許可書についてです。

これは、あるデイサービス事業を利用している市民の方から、船橋市老人デイサービスセンター利用可否決定通知書というのが、これは市から送られてきたということで、その書類を見せられて指摘されたので、その問題をお伝えしておきます。

それは、船橋市老人デイサービスセンター条例施行規則による第6号様式となっております。まず、船橋市身体障害者福祉センター使用——ごめんなさい、これじゃなくてその前ですね——船橋市老人デイサービスセンター利用可否決定通知書となっております。あて名も〇〇様、そして、指定管理者の名前があつて判こがあつて、何月何日付で申請のあつた船橋市老人デイサービスセンターの利用について、下記のとおり決定したので通知します。記1、許可する。利用施設、利用開始日。2、許可しない、理由を書いて、その下に、この処分に不服がある場合は云々となっております。

この方の場合は、許可するということに丸がついて送られてきていたようですけれども、この方のクレームは、これまで民間のデイサービスセンターを利用していたが、このような失礼な手紙は来たことがないということでした。（発言する者あり）

指定管理者は、同じ民間の業者であります。市の施設とは言え、許可する、許可しないとは、まるで前時代的な、お上の意識ではないかということなんです。

このことを市の職員の方にお話すると、ほとんどの方が、この文書に対しては違和感を感じないということでした。

そこで、他の許可書はどのようになっているか、例規集をちょっと、ぱらぱらとめくってみました。

同じような書式もありますが、異なる書式もありました。そして、見ているうちにちょっとびっくりしたのが、こういう書式があつたのです。

これは、船橋市身体障害者福祉センター使用許可申請事項変更届というんですけれども、市長あてに個人から送られる形で、身体障害者福祉センター使用許可申請事項に変更が生じたので、下記の通りお届けします。そして、その1ページ前に、同じ3号様式として、船橋市身体障害者福祉センター使用停止、取消通知書というのがあつて、センターの使用は下記の理由により、その使用を停止、取消するというふうになっているんです。

片方は、お届けしますというふうになって、片方は停止するというふうな、そういった文章なんです。これを受け取った市民は、やはりお上意識かなと思つても仕方がないのではないかと思うわけです。

そこで、こうした書式については、このままでよいのかどうか、ご質問させていただきます。

また、これは、私が例規集をぱらぱらと開いて気がついたものですが、市民と協働を掲げる市にお上意識などないとは思つたのですが、やはり市民がそう受け取るような、誤解するような書式は改めるべきではないでしょうか。

また、全庁的に書式のチェックにとどまらず、職員の意識の問題も含めてご検討くださるようお願いいたします。

次に、防犯カメラについてお聞きします。

今議会においても、多数の議員の方から質問において、防犯に関する問題が取り上げられました。市の防犯課等のご努力などにより、市内の犯罪件数が減ってるとはいえ、多くの市民がまだまだ安心して暮らせないと感じていることのあらわれではないかと思うわけです。

市民も法人も各種団体も、みずからの生命・財産はみずからで守るということでしょう、さまざまな防犯活動に取り組んでおられます。

そんな防犯対策の1つに防犯カメラが使われております。最近では、事件が起こると、犯人逮捕以前に、テレビでもマンションの防犯カメラや商店街の監視カメラが撮影した映像が流されて、犯人逮捕に大きく貢献しているようです。

また、カメラが設置されていることで犯罪の抑止力になってもおり、その効用については認めるものでもあります。プライバシーの問題や個人情報の問題などもあり、何の規制もなく手放しでオーケーというわけにはいかないと思うわけです。

その映像の使われ方によっては、別の事件を引き起こす可能性も含んでいるのではないかと思うわけです。

また、私のような品行方正で人に後ろ指を指されることなどないと思っている人間にとっても決して気持ちのいいものではありません。（発言する者あり）

先日、市場通りの私の事務所から市役所まで歩いてきました。その間に、まずすぐそばにあったマンションの入口付近にカメラがあり、ちょっと行ったコンビニの中にはまたカメラがあり、その隣の本屋さんの駐車場にも何台かありました。この駐車場のカメラは、歩道や車道も映るような角度でついていました。市場の中には10台以上のカメラが駐車場や荷が置いてあるところをねらって、首をこう振っておりました。

また、個人の住宅では、自宅の玄関についているカメラが門扉に向かって、表の歩道を歩いている私は恐らく映っていたでしょう。船橋駅のコンコース、フェイスビルの2階のデッキ、パチンコ屋の入口付近のカメラ、スクエアビル1階の通路には、丸い広角レンズのカメラがついていました。私は、恐らく市役所までの間に30回か40回、カメラに映ったのではないかと考えています。

市では、前原地区の防犯カメラ設置に補助金をつけるのにあわせて、「船橋市防犯カメラ整備基準」を設けて運用していますが、私が映ったカメラは、すべてこの基準の範囲外です。市では公共的な場所に向けての監視カメラの設置場所について把握していらっしゃるでしょうか。

この市がつくった整備基準は、市に申し出てカメラを設置する町会自治会・商店会などをお願いするときに効力を発揮する基準でありまして、市に申し出のない町会自治会・商店会や鉄道事業者・法人・個人・団体、例えばパチンコ屋さんが建物の外に向けて歩道が映るようにしてあるモニターカメラなどは、何ら従う必要のない基準であります。もちろん、市自身は何ら従う必要もない基準でありますし、他に市自身のカメラについても、他に枠組

みは何もありません。

また、市民からカメラに対する苦情があった場合、何の対応もできないし、する必要もないわけであります。

国にこうしたカメラについての法律がないことは私も承知しておりますけれども、市として条例化して、管理・規制を設けるべきではないかと思うわけですが、ご所見をお聞きして、第1問とさせていただきます。

[下水道部長登壇]

●下水道部長（宮永稔） 雨水対策に関するご質問に順次お答えいたします。

まず、雨水浸透ますについてでございますが、雨水浸透ますの設置につきましては、担当窓口のパンフレットの配布や、雨水浸透ますの展示、また、下水道部で行っておりますイベント等によりPRを行う一方、建築確認申請前の事前相談の段階での設置要請や、市建築指導課及び民間の確認検査機関に対しましても設置PRのお願いをするなど、普及に努めているところでございます。

しかしながら、補助申請件数はご質問者ご指摘のとおり、ここ数年は、民間検査確認機関によります建築確認業務が増加するのに反比例いたしまして減少している傾向にございます。

減少の要因といたしましては、PRの方法、以前、市建築指導課と一体となって取り組んできた浸透ますの設置要請が、民間確認検査機関への提出が増加することに伴い、一体的な取り組みに欠けてきたこと。また、ご指摘のありました補助額が低いこと等があるのではないかと推察しております。

今後は、民間確認検査機関に対しましても、再度、補助制度の周知徹底をお願いするとともに、啓発・PRの方法に工夫を加えながら、市民の方への浸透ます設置の浸透が図られるよう努めてまいります。

補助金に関しましては、平成4年度に1件当たり1,500円から3,000円に変更し、現在に至っております。

この補助額の変更から14年が経過したことや、金額的に少ないとのご意見もあることなどから、今年度、下水道部内に設置いたしました貯留浸透施設検討部会において、補助金の見直しにつきましても検討を始めたところでございます。

また、補助の対象でございますが、既存住宅への新たな浸透ます設置や改造につきましても、基準の見直しを検討してまいりたいと考えております。

なお、浸透施設はご質問者ご案内のとおり、地下水位の高い地区や斜面崩壊を起こすおそれのある傾斜地などでは、設置不適地となっております。

次に、下水道の普及に伴い不要となった浄化槽の活用についてでございますが、下水道の普及に伴い廃止された浄化槽の件数は、過去3カ年の実績では、年平均約2,500基程度となっ

ております。

ご提案の不要となった浄化槽を雨水の貯留槽、あるいは、雨水浸透ますとしての再利用や補助金制度の創設等につきましては、雨水浸透ますへの転用は構造的に多額の費用を要するなど難しい面がございますが、雨水貯留槽としての再利用につきましては可能ですので、先ほど申しあげました貯留浸透施設検討部会で補助を含めた諸施策の検討を始めたところでございます。

以上でございます。

[総務部長登壇]

●総務部長（瀬上清司） 公の施設の使用の許可等に関する市民に対する通知書等において、許可する、あるいは、許可しないとの規定や、市民が市に提出する届出書には、お届けいたしますと規定しているものがあるが、これらの表現はお上意識に基づくもので、市民の立場に立った表現ではないのではないか、このようなご質問でございます。

許可する、あるいは、許可しないとの表現は、申請等に対する市の決定を端的に表現するためにも、この表現が適当であるとの判断から使用してきたものでございます。

議員のご指摘のありました、許可する、あるいは、許可しない等の表現が市民の誤解を招いていると、多くの方が感じていらっしゃるということであれば、これらの規定の法的性質等を分類した上で、各申請書ごとにどのような表現が適切か、私どもで研究しまして、他市等の表現を参考に、市民の立場に立った表現になるよう検討していきたいと、このように考えております。

次に、市民が提出する届出書に、お届けいたしますとの表現が残っている規則につきましては、主に昭和30年代から昭和50年代に制定された規則に見受けられております。これらにつきましては、ご指摘のとおり、適切な表現ではないものと判断をしておりまして、規則を改正するときに、お届けいたしますとの表現を、届け出ますとの端的な表現に改めてきていくところでございます。

なお、ご指摘いただいた規則の様式における表現の是正に限らず、市民と接する際の態度や言葉遣い等につきましては、接遇の研修などを通しまして徹底を今までも図っているところでございますが、市民の立場に立った対応が一層図られますよう、職員の意識改革に今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

[市民生活部長登壇]

●市民生活部長（小川丈夫） 防犯カメラについての条例制定化についてのご答弁を申し上げます。

現在、船橋市内では、公共空間を対象とした防犯カメラは、JR船橋駅南側に千葉県警が設

置した街頭緊急通報装置、いわゆるスーパー防犯灯が5基、それに、JR津田沼駅北側に地元商店会・自治会などが協議会を設立して設置した17基がございます。

ご質問にありましたように、防犯カメラに関しましてはプライバシーや肖像権の問題があることから、市といたしましては、それら映像データによるプライバシー情報が外部に流失することを絶無に期することを目的として、犯罪の発生率が高いと見られる地域・地区、または商店街等、不特定多数の者が集まる地域・地区を対象とした防犯カメラ整備等基準を設け、防犯カメラ設置者に対しましては、市の基準にのっとった運用管理基準を作成するよう規定いたしました。

防犯カメラの実態を詳細に把握することは難しい問題ではございますが、今後、公共空間に向けた防犯カメラの設置の動きが活発になるようなことであれば、届け出等を義務付けるような条例などを制定する必要があるかと考えております。

以上でございます。

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員　ご答弁ありがとうございました。

まず、浸透ますについてですけれども、貯留浸透施設検討部会ですか、というのがつくられたということなんですけれども、その部会の目的といいますか、そういったものと、それから、これからどういう論点で議論がなされていくのか、その辺をご説明いただければと思います。

それから、先番議員が写真を持ってきて、ここでこう、松が丘3丁目の都市型水害の説明をされておりましたけれども、こうした都市型水害のような地域を指定して、各家に、そこに雨水が集まるような家に、雨水浸透ますを新たに設置し直すようなことを政策的に集中してやるということも、そして、U字溝に集まってくる水量を減らすことにつながるのではないかと思うわけです。そういう意味で、地域を指定して集中的にやるという、そういった方法も1つではないかと思うわけですけれども、ご所見をお聞かせください。

それから、監視カメラについてですが——監視カメラというか、防犯カメラですが、今後、公共空間に向けた防犯カメラの設置の動きが活発になるようであれば（予定時間終了2分前の合図）条例を考えるということでしたけれども、市が設置した防犯、あるいは監視カメラを管財課で調べてもらいました。

ちょっと読み上げてみます。市庁舎1階11、西船橋出張所4、フェイス総合窓口8、西簡易マザーズホーム、中央卸売市場、南口地下駐車場、南口デッキ、葛飾小、北図書館、中央公民館、飛ノ台博物館、市民文化創造館、本郷分署、医療センター立体駐車場、看護師寮、合計、これ128なんです。

そのほかに監視カメラが——今のは防犯カメラと称するもので、そのほか監視カメラが北口駐車場32、アンデルセン公園13、運動公園6、北口エスカレーター5、これで56、合わせて

184個も、市は防犯カメラ、監視カメラを所有しています。

そして、このカメラには何の基準も設けられておらず、だれがどう見ているのか、何の規制もありません。

市がつくった基準は、これは、市を規制するものでございませぬ。

次いきます。公共空間に向けた防犯カメラの設置の動きが活発になればということではなくて、既に市においてもこれだけ活発になっているわけですから、早急に条例をつくることを、個人・法人・団体、もちろん市自身の公共の場に向けての防犯監視カメラに対する条例をつくることを求めたいと思いますが、再度お答えいただければと思います。

以上で、第2問を終わります。（予定時間終了の合図）

[下水道部長登壇]

●下水道部長（宮永稔） 雨水対策についての再質問にお答えいたします。

ご質問者ご指摘のありましたように、近年、河川や下水道施設の既存の整備水準を超える局所的な集中豪雨に伴う都市型水害が多発しており、それらに対応した整備を図るためには相当の期間と費用が必要となってまいりますので、浸水被害の軽減のみならず、水循環にも効果の高い貯留浸透施設について、市民と行政の協働により設置促進を図ることが、浸水被害の最小化を早期的、かつ経済的に図ることができるものと考えておきまして、そのための具体的施策について検討を行っていくことを目的といたしまして、貯留浸透施設検討部会を設立したものでございます。

戸建て住宅への浸透ます等の設置や、浄化槽の転活用などの普及促進施策の検討に当たりますの主な論点は、市民と市の役割分担、ご質問者ご指摘のありました緊急性を要する地区の選定、あるいは、市民参加のための施策、補助制度や要綱、条例等を含む制度の見直し創設、それと、浸透区域の見直し等の技術的検討などでございます。

この雨水貯留浸透施設の普及につきましては、この議会におきましても、先番議員さんからもさまざまなご意見、ご要望をいただいておりますので、それらを踏まえながら、普及しやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

[市民生活部長登壇]

●市民生活部長（小川丈夫） 2問目にご答弁申し上げます。

先進市などの事例を十分に研究して、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。